

## 青森県立弘前高等学校部活動の指針

### 1 部活動に係る活動方針の策定にあたって

本校の部活動に係る活動方針は、青森県教育委員会が策定する「運動部活動の指針」「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき策定する。

### 2 目 標

- (1) スポーツ・文化的活動を通して、体力の増進を図り豊かな人間性を育む。また他校や地域社会、異年齢と交流をすることで視野を広げ、礼節、協調性など社会人として必要な資質や態度の育成を図る。
- (2) 体力の向上や高い技術、技能の習得を目指す中で、忍耐力や向上心などを身に付け健全で逞しい精神を育む。

### 3 基本方針

- (1) 部及び同好会への加入は任意とし、入部及び退部に関しては当該顧問が管理する。
- (2) 顧問は、生徒が充実した学校生活を送ることができ、学業との両立ができるように配慮し、活動計画を作成する。
- (3) 顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画と実績を提出する。
- (4) 顧問は生徒の安全や健康に配慮し、指導する。
- (5) 顧問は生徒が自主的に活動し、効率的、効果的に取り組めるように指導・助言をする。
- (6) できるだけ顧問を複数配置し、顧問の負担軽減と生徒への多様な対応を可能にする。
- (7) 生徒が安心して活動できるよう、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (8) 顧問は、部活動の運営に当たって会計処理等を明確にし、保護者との連携を図る。
- (9) 新型コロナウイルス感染防止対策に細心の注意を払う。

### 4 運営及び休養日等について

- (1) 休養日については原則週 1 日設けることとし、考査期間や年末年始など適切に休養日を設け、年間で 104 日（平均して週 2 日）程度の休養日を確保する。
- (2) 部の活動については、学業との両立を考え効率良く成果をあげられるよう努める。
- (3) 部活動の運営について、各部は毎年 4 月末までに年間活動計画を作成し提出する。

### 5 部費について

- (1) 各部の生徒徴収金については、その目的を明確にし保護者の経済的負担が過大とならないようにする。
- (2) 各部は、生徒徴収金に係る出納簿及び決算書を作成し、校内監査を受ける。また、保護者に決算書を示す。